## ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(稲葉昭宏君) 日程第7、議案第10号 松崎町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(齋藤文彦君) 議案第10号は、松崎町税条例の一部を改正する条例についてであります。 詳細は担当課長をして説明します。

(窓口税務課長 山本稲一君 提案理由説明)

○議長(稲葉昭宏君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○3番(長嶋精一君) 10 ページで「担保を徴する」ということがあるんですけれど、担保の内容というのは、どういうものがあるのか。

それと、現状、担保を徴している件数というのはだいたい何件くらいあるのか。この2つを 教えてください。

○窓口税務課長(山本稲一君) 担保の内容は、例えば定期預金ですとか生命保険ですとか、そ ういったものになります。

現在、その担保を徴しているものといったものはございません。

- ○議長(稲葉昭宏君) 質疑はほかにございませんか。
- ○6番(福本栄一郎君) これは条例が可決すれば、今年の4月1日から施行だということです よね。

それと、いわゆる賀茂郡下1市5町が共通した改正だと思うんです。可決になると思うんですよね。松崎町、いま現在は可決の見込みという判断でいいと思うんですけれども、他市町の関係・・、ということは4月1日から賀茂地方税債権整理回収協議会、特別滞納整理チームが編成されて、いよいよ稼働していきます。これは賀茂地区広域連携の一環としていくんですけれども、その辺の絡みを・・、流れですか、今後どういうふうに対応していくのかというのをわかる範囲でいいですから、教えていただけませんか。

○窓口税務課長(山本稲一君) 4月から議員がおっしゃるとおり、賀茂地区の広域での徴収が 始まるわけでございますけれども。始まった場合に、この徴収猶予の条例が各市町バラバラで すと、それぞれ担当者が非常に混乱するというようなことになるわけですけれども、今回の改 正につきましては各市町準則に準じた改正というようなことで、混乱を生じないようにしてい くということで、今回の改正を行っております。

- ○6番(福本栄一郎君) それと、これは、いわゆる市町村税ですから、住民税、固定資産税、 国民健康保険税諸々がありますけれども。これは松崎の職員が町内じゃなくて、ほかの町へ行 くということですけれども、地方税でも下田市、河津、東伊豆ですかね、南もあると思うんで すけれども、都市計画税があると思うんですよ。この辺も含めての債権回収協議会ということ ですか、その辺もまた教えてくれませんか。
- ○窓口税務課長(山本稲一君) 賀茂地区の債権整理協議会は税に限っての協議会でして、「料」、 介護保険料ですとか、後期高齢者の保険料については徴収をしていかないと。基本的には町税、 うちの町の場合ですと、町税それから国民健康保険税が協議会の方の業務に該当してくるとい う状況になっています。
- ○6番(福本栄一郎君) ですから、いま言ったように「税」と「料」、中には国民健康保険料の 町は・・、国民保険料、介護保険料というようになるんですけれども、いずれにしても税金に は変わりない。そこはいいですけれども都市計画税は我われはないですよね。

ですから市町村税についても・・、聞きますけれども県が一緒に・・、住民税の場合は県が 入っていますよね。いわゆる県税も一緒に徴収、固定資産税は町村独自、その辺は県も自分た ちの県民税ばかりじゃなくて、固定資産税も国民健康保険税も対応してくれるんでしょうか。 確認で、その辺のご答弁をお願いします。

- ○窓口税務課長(山本稲一君) 今回の協議会は任意の協議会ということで、正式な議会の議決を経て発足する協議会ではないわけですけれども。各市町の職員、それから県の職員が相互併任して、県の職員は、町の職員に併任しますよといったことで、それぞれが併任をして徴収を行っていきましょうということで、県の職員も住民税に限らず、国民健康保険税それから固定資産税等について一緒に徴収を行っていこうというようなことになっております。
- ○6番(福本栄一郎君) じゃあ、確認します。いわゆる、担当課長が答弁、町長が答弁ですけれども確認の意味で、いま試行期間であるということで、お試し期間という解釈でよろしいですか。その1点だけお願いします。
- ○窓口税務課長(山本稲一君) 今回その協議会につきましては、2年間実施しましょうということで、お試し期間ではないですけれども2年間実施をして、2年間実施した時点で検証をして、今後どういったものが必要になっていくのか、その時点でまた再度どういった方向へもっていくのか、検討しましょうというようなことになっております。

- ○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。
- ○3番(長嶋精一君) 先ほど、現時点では担保を取っているケースはないとおっしゃいました よね。

それで、もし取るとしたら、徴するとしたら預金あるいは生命保険とかとおっしゃいましたけれども、生命保険を担保に徴するということは、私はまずいんじゃないのかなと思うんですよ。それは、本人はいざ知らず、受け取る人間がいるわけですからね。それを実行する、実行しないはともかくとして、生命保険を担保に徴するということは、私は、いま現時点では金融機関でもほとんど取っていませんから、そこら辺は調べてください。私の考えです。

- ○窓口税務課長(山本稲一君) あくまでも、この徴収猶予につきましては、町の方が強制的に 生命保険を担保に出しなさいよということではなくて、ご本人の方から猶予してもらうについ て担保で出しますので、猶予してくださいということですので、その辺はご理解をいただきた いと思います。
- ○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。
- ○5番(藤井 要君) 延滞者とか、そういう滞納している方に書類の提出とかがありますよね。 財産の目録みたいなものを出しなさいよと、これは、町で取れるものは町長の権限みたいなも ので取らせていただきますよと、そういうこともやるんでしょうけれども、隠し財産みたいな、 そういう調査等は、これは今回の場合には入っていないということでしょうか。
- ○窓口税務課長(山本稲一君) 今回の条例のこの猶予制度につきましては、あくまでも誠実に 納める意思のある方、滞納者に対する制度ではなくて、あくまでも納める誠実な意思があるけ れども、災害等だとか
- 事業の状態によって、一時に税を納めることができなくなったというような方に対するその救済 制度といいますか、そういった言い方があれですけれども、そういう制度になりますので。
- ○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(稲葉昭宏君) 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これ にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号 松崎町税条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。